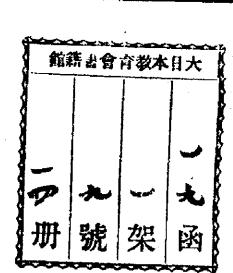


小學修身鑑補

卷二



K1 20.1

1

2

吉田利行編輯

版權所有

小學修身鑑補

魁玉堂藏版

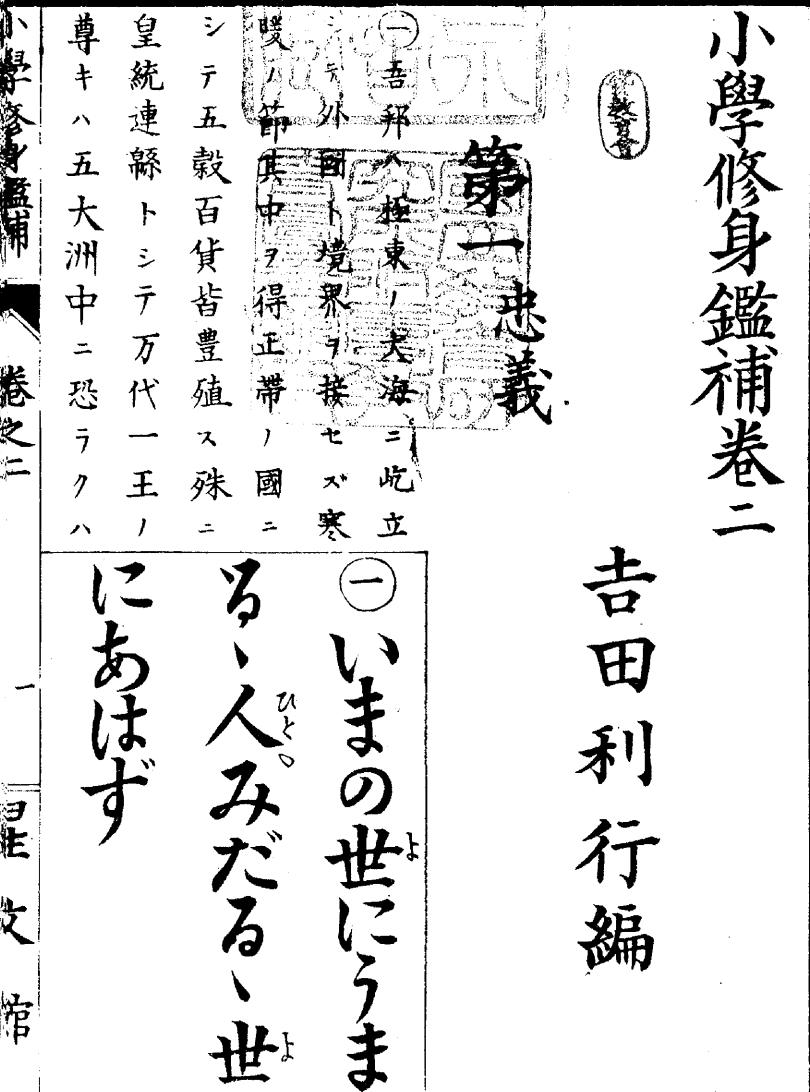
小學修身鑑補卷二

吉田利行編

第一 忠義

吾邦ハ極東ノ大海ニ屹立
外國ト境界ヲ接セバ寒
暖ノ節其中ヲ得正帶ノ國ニ
シテ五穀百貨皆豐殖ス殊ニ
皇統連綿トシテ万代一王ノ
尊キハ五大洲中ニ恐ラクハ

① いまの世にどうま
るゝ人みだるゝ世



比倫アル可ラズ 良濟開詔

(一) 大海の汐ひて

山よりなるまでよ

君ハかもらぬ

君子浦よりませ山家集

士民ハ皆政府ノ守護ニ依
リ身体財貨ヲ全フスルノ益
ヲ受ク故ニ其恩ニ報エベキ

が爲メ家産ノ多寡ニ隨ヒ粗

税ヲ政府ニ納ムベシ勸善訓業

大君の御恵あり
これ世を治たまふ
るゝ大ある幸あり

初學訓

〔三〕伊勢國員辨郡ノ農ニ與三兵衛ト云フ者アリ家甚ダ貪
ニシテ家族數人アリ朝夕生計ニ苦シメ正年貢上納一時

大君の御めぐみ

と今之世の

太平のたのしみを
わするべからず

樂訓

ハ常ニ富メル者ニ先チテ之
ヲ納メ曾テ一度モ郡廳ノ督
促ヲ受ケズ戸長之ヲ怪ミ與
三兵衛ニ問フテ曰ク汝貪ニ
シテ家族數口ナリ然ルニ毎
ニ年貢ノ督促ヲ受ルナキノ
ミナラズ之ヲ納ムルノ亦他
ノ富者ニ先ンズ何ヲ以テ然
ルヤ與三兵衛答ヘテ云ク領主ハ我等ノ親ナリ予トシテ
親ニ食ヲ獻ラザルハ不孝ノ罪ヲ免レズ故ニ年々米ヲ收
穫スレバ先づ上納ノ額ヲ分キテ深ク之ヲ藏シ何等ノ事
アリトモ之ヲ費消スルノナク期ニ至レバ即ちノ納ム家

貢三兵衛
ラガル急
詰

貪ナリト雖近夙ニ興キ夜ニ
寢子勞カスルヲ以テ未ダ凍

飢ニ至ラサルナリト聞ク者
皆之ヲ感歎セザルハナシ

(三)九人君天ニ代テ萬民ヲ治
ムルノ道ハ皆是ヲ君道ト云

フ此ノ君道ナキ時ハ百官王
ナク政事モナク萬民ノ爲メ

ニ衣食住ノ宜キヲ制スル者モナク盜賊ヲ捕フル者モナ
ク強キハ弱キヲ凌キ衆キヘ寡キヲ暴ヒ天下戦争ノミニ
シテ萬民血ニ塗レ鳥獸水旱等ノ害アリトモ除ケキ人
モナキ世トナリナバ萬民何ヲ恃ミテ其生ヲ安ンズベキ

忠義をもつて國に むくゆべし

岳飛

(三)凡人ハ恩ヲ知ルベシ恩ヲ知ルヲ以テ人トス君ニ忠シ
親ニ孝スルモ君父ノ恩ヲ報ヤル道ナリ恩ヲ知ラザル人
ハ忠孝ナシ初學訓

(三)楠正成ハ後醍醐天皇ノ御宇ニ國賊足利尊氏等ヲ討セ
ンガ爲メ身ヲ委テ、力ヲ盡サレシが遂ニ攝津湊川ニ於
テ血戰十六度ニ及ビ身ニ十一箇處ノ創ヲ蒙リ一族擧テ
終ニ王事ニ討死セラレタリ今別格官幣社ナル神戸ノ湊
川神社トハ乃チ公ノ神靈ヲ祀リタルモノニシテ其芳名
外國ニモ著ルシ

(四)人ハ其身位ノ尊卑ヲ問ハゞ已ノ國ヲ裨益スルトヲ怠
ル可ラズ夫レ農夫商工丁ハ物産ヲ増シテ國益ヲ爲シ

學士識者ハ衆庶ノ智識ヲ啓
キテ國益ヲ爲スト猶兵士官
吏ノ國益ヲ爲スニ異ナラバ

勸善訓蒙

黒井幽量
泰ヲ堀リ
民利ヲ興
ア詰

(四) よく君につかふ
馬融

四黒井幽量米澤侯ニ事ヲ參政ニ列シテヨリ身ヲ致シテ
職ニ從フ焦心苦慮凡國ノ爲メ利ヲ興シ害ヲ除キ煩ヲ省
キ闕ヲ補フ所以ノモノハ知テ爲サルハナシ嘗テ策ヲ
建テ渠ヲ鑿リ以テ大ニ北條三十餘村ノ田ニ溉ゲリ蓋北
條ハ國內北方ノ邊鄙ニシテ其田甚水ニ乏シク民常ニ困
窮ヲ免レザリシニ渠成リ五穀蕃殖スルニ至リ民之がタ
メ蘇息スルヲ得タリ侯其功ヲ善ミシ名ケテ黒井渠ト
曰フ幽量死シテ後民皆其恩德ヲ追慕シ碑ヲ渠傍ニ建

テ永ク世ニ傳フ

第二 慎言

- (一) 世ニ處スルハ多言ヲ戒ム
言多ケレバ必失アリ治家
(二) 人ノ過ハ吾心ニ之ヲ知ル
正妄ニ口ニ出ス可ラズ大和訓俗
(三) 人ヲ譽ルモ實ニ過ルハ固
ヨリ不知ナル者トスベシ况
シヤ人ヲ毀リテ其實ニ中々
テザル者ヲヤ慎思錄

(一) わざはひは多言わざほくいふ
より大だいあるはなし
未ヒ
文 中子

人のまらふこと

(二) 人ヲ譏レバ人亦我ヲ譏ル
故ニ人ヲ譏ルハ即チ自ラ我ヲ詐ルナリ譬バ天ニ向テ嗤クが如シ其報甚早シ俗訓 大和

(三) 昔年亞米利加ノニウヨル

外ニ豪商ジョンザウリト

云ヘル入アリ十八九歳ノ時某ノ商家ニ傭ハレタリシガ性質謹慎ニシテ已レ、職事ヲ勉メ平生一タビモ主人ノ命ニ背キタルコトナシ一日主人ハ數多ノ雇人ニ向ヒ今日ハ某處ノ博覽場ニ到リテ縱覽シ來ルベシトテ暇ヲ與ヘシカバ雇人等ハ皆喜ビテ出往ケリ此時ザウリモ同行シタリシガ途ニシテ一人ノ曰ク今博覽場へ到リタリ

れて益なし江吉 訓 タニギル
人にはりいからひと
を言ふべからず

童子訓

トテ未タ愉快トスルニ足ラズ寧口他ニ之キテ其欲スル所ノ歡娛ヲ盡スニ如カズ諸君如何ト衆皆之ニ從ヒシニ獨り「ザウリ」ハ默然タリ良久シテ曰ク今日特ニ博覽場へ往ク爲メニ暇ヲ與ヘラレシナリ豈命ニ違フテ他處へ往クヲ得ンヤト衆皆大ニ笑ヒテ曰ク汝ノ言頑固ト謂フベシ既ニ暇ヲ得タリ到ル處ハ異ナリトモ歸ル時刻同ジケレバ主人ハ知ルニ由ナカルベシ今常ニ得ベカラザルノ暇ヲ得テ汝ノ言フ所ノ如クセバ人生何ノ樂カアラン汝宜シク獨リ博覽場ニ往クベシ吾輩ハ俱ニスルコト能

(三) 正直のみちをまタブシラヌナホ
よりて偽ハヨリを言はずハヨリ

大和小學

ハズトサウリ」ハ再ビ容ヲ改メテ曰ク今吾等ノ身ハ雇人タリ猥リニ主人ノ命ニ背クベカラズ况ンヤ其知ラザルヲ幸トシ之ヲ欺ケンヤト遂ニ獨リ博覽場ニ往キ日夕歸り來レバ他ノ雇人モ亦同ジク歸り博覽場ニ往キタル者ノ如クセリザウリ」モ他人ノ惡ヲ露スヲ欲セズ主人ノ問ハザルヲ以テ幸トセリ而シテ此事遂ニ主人ニ知ラレケレバ主人ハ益々ザウリ」ヲ信用シ其死スルニ臨ミ資産ヲ分與セリ故ラ以テザウリ」ハ大ヒナル富ヲ致スニ至レリト云フ

(三)妄ニ人ノ言フニ任せテ語リ傳フベカラズ人ノ胡乱ナルヲ信シテ人ニ語レバ我亦虛言ヲ言フノ罪アリ大和俗訓
(四)常ニ虚誕ヲ説ク者ハ時アリテ信誠ノト言フト雖モ

牧童詐吐キ放逐

人之ヲ信セズ紳瑜

■西洋ノ或ル村ニ羊ヲ守ル

一言いつはりを
ヒトコト
言へば萬言まんげん又偽うり

倭論語

どある

實ニ狼ノ來リテ羊ヲ食ハントスルナリト心得テ忙シク駆ケ出デ見レバ何事モナキユ工人々欺カレシヲ怒リテ家ニ飯リケルガ其後數日ヲ過ギテ狼來リ羊ノ群レニ飛挂リケレバ子供ハ周章テ、村ニ飯リ聲ヲカギリニ叫ベドモ村ノ者ドモ之ヲ信ゼズ出デ、見ルモノナカリケレバ數多ノ羊ハ悉ク狼ニ食ハレタリ羊ノ主人此ヨシヲ聞

孝武帝戲
言ニ因リ
弑ヲ招キ
タル詰

- キテ大ニ怒リ直ニ其子供ヲ放逐セシトゾ
 ⑤言ヲ慎メバ禍ナシ飲食ヲ慎メバ病ナシ初學訓
 五一言ノ過モ莫大ノ禍トナリ一事ノ失モ終身ノ憂ト爲ルトアリ大和俗訓

五晋ノ孝武帝内ヲ好ミテ寵幸甚ダ多シ最モ張貴人ヲ鍾愛セリ然ルニ張貴人年既ニ三十二及ブ武帝戲ニ語リテ曰ク汝モ年ヲ以テ論ズレバ既ニ廢スベキ者ナリト時ニ張貴人ハ固ヨリ年増チ寵衰ヘンコトヲ憂ヘテ居リシ故此ノ如キナリ

五酒食をすこすは言をつゝまざる病を生ずる本なり

ニ帝ノ戲言ヲ信ジ以爲テク眞ニ廢セラルベシト遂ニ帝ヲ弑スルニ至レリトゾ言語ノ注意セザルベカラザルヤ

此ノ如キナリ

六生ヲ養フハ慾ヲ寡クスルニ若クハナシ王昭素

六言多ケレバ道ニ背キ慾多ケレバ生ヲ傷ル省心雜言

六錢テ食ニ渴シテ飲ムハ生ヲ養フ所以ナリ可ニ適シテ止メ其情ヲ肆ニスルト勿レ

七吉凶禍福ハ天ニ非ズ皆ニ由ラザル者ナシ善誘文童子習

六禍は口より出で病は口より入る故に言語をつゝみ飲食をほどよく

小学修業範本

(七) 天ノ作セル孽ハ猶違クベ
シ自ラ作セル孽ハ追ルベカ
ラズ書經

(七) 言語ヲ慎テ以テ其徳ヲ養
ヒ飲食ヲ節ニシテ以テ其體
ヲ養フ事ノ至近ニシテ繫ル
所至大ナル者ハ言語ト飲食
ニ過グルハ莫シ祖子

すべし 要覽

(七) 禍の生ずる天より
り降るにあらずみ
か其口よりす 西疇 常言

第三 指友

戴和金
簿ヲ作ル
事

〔一〕漢ノ時ニ戴和ト云フ者ア
リ能ク交友ヲ撰メリ其益友
ヲ得ル毎ニ香ヲ焚テ先祖ニ
告ゲ其姓名及ビ人品ヲ簡冊
ニ書シテ之ヲ金蘭簿ト名ケ
タリ其意蓋シ志操ノ堅キハ
金ノ如ク情味ノ香キハ蘭ノ
如キニ取レルナリ又其交ヲ
結ブ片ニ盟テ曰ク他日卿貴
笠ヲ戴クヰ途ニ相逢ハバ君
ハ車上ニ揖セヨ他日君貪ク

(一) 友をとるにハ人
をゑらび人の心を
知て後交りを定む
べし

こうくまい
ことからくやみ
後悔することあり
知らずして交れば

ンテ歩行シ我富ミテ馬ニ乘

ル中途ニ相逢ハバ吾レハ馬ヨリ下ルベシト其交遊常ニ

誠敬ヲ專ニシテ相變ゼザリシト云フ

(一)人ハ貴賤トナク總テ人ヲ知ラズ人ヲ知レバ
則能ク賢ヲ親ミ不肖ヲ遠ザケテ身安ク家モ保ツベシ

張履祥

(一)凡人ヲ知ルトハ至テ難シ人ノ心ハ隠レテ見エバ我知
暗ケレバ人ノ善惡ヲ知リ難シ若シ我心ニ叶ヘリトテ擇
バズシテ惡ンキ人ヲ友トスレバ其人ニ引傷ハレ莫大ノ
禍トナル初學訓

(二)學問ハ師ニ從アラ要スト
雖モ然レモ朋友ニ賴リテ相

成スト甚多シ畜德錄

かれ 論語
を友とするコトあ

(一)卑陋ナル人ヲ以テ朋友ト
ナサンヨリハ寧ロ間居獨處
ヲ以テ愈レリトスコレウート

論語

(二)三人行ケバ必我師アリ其善キ者ヲ擇ンデ之ニ從ヒ
善カラザル者ハ之ヲ改ム論語

(三)水ハ方圓ノ器ニ隨ヒ人ハ善惡ノ友ニ依ル今川帖

(三)已ニ賢レル者ト處レバ則自ラ以テ足ラズト思ヒテ勉
ムルノ益アリ已ニ如カザル
者ト處レバ則以テ自ラ餘リ
アルト思ヒテ自ラ矜ルノ損
アリ 范祖禹

己に如ざるもの

(三)己おのれに如ざれば益よき

朱子

大和俗訓

李氏友コ
見テ児ノ
賢ヲ
善フ
詰

三 唐ノ王珪始メ隱居セシ時房玄齡杜如晦ト友トシ善シ
母李氏嘗テ曰ク兒必ゞ貴カラん然モ未タ與ニ遊ブ所ノ
者如何ナル人タルヲ知ラバ一日與ニ偕ニ來會セヨト玄
齡等其家ニ過ギル李氏闕フテ大ニ驚キ酒食ヲ具ヘ歡飲
シテ日ヲ竟フ李氏喜ンデ曰ク二客ハ公輔ノオナリ汝カ
貴カラん一疑ヒナシ後果シテ其言ノ如シ

- (四) 善人ニ親メバ善キ事ヲ見習ヒ聞習ヒ又其諫ヲ受ケ吾
遇ヲ改ムルニ益アリ童子訓
(四) 善人ヲ見テ之ニ做ニ不善人ヲ見テ之ヲ改ム善ト不善
ト皆我師ナリ傳家寶

四 善人に常にちかるべし童子訓

(五) 蓬麻ノ間ニ生ズレバ扶ケ
ズシテ自ラ直シ白沙緇ニ入
レバ染メズシテ自ラ黒シ

王充論衡

五 あーま友に交は
れば早く懸にうつ
りやすし

童子訓

あーき事あらド

麻の中なる蓬見るより姫

陶侃ノ
子ノ交友
ヲ擇ア事

五 晋ノ陶侃家甚貪シ母湛氏毎ニ紡績シテ之ニ給ス侃ヲ
シテ交クリヲ已ニ勝レル者ニ結ハシム鄱陽ノ孝廉范達來
テ侃カ宿ニ寓ス適大ニ雪フル湛氏自ラ卧ス所ノ新薦ヲ
徹シ判シテ以テ其馬ニ食セシメ又自ラ其髪ヲ截テ鄰人
ニ賣リ有興ヲ買テ以テ供ス達聞テ歎シテ曰ク此母ニア

ヲバシバ此兒ヲ生ムト能ハ
バト佩達ニ功名ヲ以テ高ク
顯ハル
六 惡少ニ狎ルレバ久シクシ
テ必其累ヒヲ受ク治家格言
六夫交ハリノ道ハ猶素ノ白
キガ如クニシテ之ヲ染ムル
ニ朱ヲ以テスレバ赤ク之ヲ染ムル
青シ姫鑑

六 善人に習へば善
人とあり惡人に習
へば惡人とある

慎思錄

ヘバ惡人とある

第四 堪忍

一 堪忍ハ無事長久ノ基ナリ

家康

一 和げば仇なく忍
へば辱かし

省心錄

アボフルト
寛厚婦々
公
詔

「アボフルト」ハゼ子ワノ學士ナリ天性寛仁ニシテ堪忍
深キ人ナリ此家ニ一人ノ婢アリテ三十年ノ間勤メシガ
一タビモ其怒リシヲ見ズ或人之ヲ試ミント思ヒ一日婢
ニ告ゲテ曰ク汝若シ主人ヲ怒ラシムルトアラバ吾之ニ
報ルニ金ヲ以テセント婢之ヲ諾シテ百方苦慮セリ「アボ
フルト」ハ常ニ卧床ヲ正シク設クルト好ミケレバ或ル
夜其婢ハ故ラニ正シク設ケザリシガ次ノ日「アボフルト」

之ヲ問へ正婢ハ敢テ之ヲ謝セズ其夜モ亦前夜ノ如クセシカバ其次日モ又之ヲ問フニ婢ハ言ヲ左右ニ託シテ益不敬ラ極メタリ第三夜ニ至テモ之ヲ改メザリケレハアボフルト婢ヲ呼テ曰汝余ノ卧牀ヲ正シクセザルハ蓋心ニ思フアリテナラン余ハ平素正シクスルヲ好ミシガ今ハ漸ク正シカラザルニ慣レタリト是ニ於テ婢ハ悔悟シテ心ダクミノヨシヲ述べテ才詫ビシトゾ

(三) 小忍ビザレバ大謀ヲ亂ル

論語

(三) 怒をこらへざる
は争あらうひの本もとあり

大和
俗訓

(三) 打れて笑ものは
再び打うたたれうたたず

西諺

(二) 大ナル過ハ小ノ忍ビザルヨリ起ルナリ 畜德錄
(三) 已ヲ屈スル者ハ能ク衆ニ處シ勝ツト好ム者ハ必歎ニ遇フ 省心錄

(四) 一事逆フテ心ニ憎ミ一言拂レバ心ニ銜ム然ルか若キ者ハ四海ノ内樂ムノ地ナク百年ノ内泰キ時ナケン 林君復
(五) 人皆君子ニ非ザレバ我心ニ合ハザルト多シ堪忍セザレバ人ノ交ハリハ和ガズ

(五) 人我ニ負クヲ以テ善ヲ爲スト勿レ 體集
五昔阿米利堅東部ノ一邦ニ家屋ヲ鄰リ田畠ヲ接シタル

夫児夫農
温化セル
詰

(四) 人は我に非ずい
かでか我意の如く
あらんや 徐養齊

二人ノ農夫アリ甲ハ性質温
和ニシテ乙ハ兇暴ナリシガ
常ニ甲ヲ惡ミテ細事ヨリ争
鬭ヲ挑ミタリ會夏日乙農其

近傍ノ野ニ出テ數多ノ刈草

ヲ日ニ曝シテ他ニ往ケリ然

ルニ驟雨俄ニ降リ其曝セル所ノ艸ヲ濕サントセシヲ見
テ甲農ハ平生ノ怨ヲ挾マズ其傭夫ト共ニ力ヲ竭シテ之
ヲ其小屋中ニ運送セリ此時乙農ハ倉卒ニ歸り至レバ平
生憎ミタル鄰人ノ恵ニ由テ懸ク小屋ノ中ニ納メタルヲ
見ル此ヨリ深ク其親切ニ感シテ徒ニ小屋ノ中ニ納メタルヲ
ミナラズ心ヲ盡シテ鄰交ヲ修メシト云フ

(五) 人我に^{アカ}負くこと
勿れ 陸贊

(六) 必能ク人ノ忍^{アハ}能ハザルノ觸忤ヲ思ベバ能ク人ノ爲
ス能ハザルノ事功ヲ爲ス 畜德錄

(六) 人我ニ對シテ無道ナル事ヲ仕掛け言掛けテ甚吾心ニ
負ク事アリ是心ヲ磨キテ學ニ進ム時ナリ箇様ノ時常ニ
心ニ掛けテ忍^{アハ}工夫ヲナス
ベシ大和俗訓

富弼人ノ
罵詈ヲ聞
タル語

因宋ノ富弼能ク堪忍^{アハ}斯^{アハ}テ
人アリ弼^{アハ}名ヲ呼テ罵辱^{アハ}ス
弼佯^{アハ}テ知ラザル者ノ如シ
或人之ヲ告^{アハ}弼曰ク他人ヲ
罵ルト意ヘリ或人曰ク明^{アハ}
公ノ名ヲ指^{アハ}ス豈ニ他人ヲ

禮を^{アハ}た^{アハ}あひ惡口^{アハ}
する者ありとも
はぢにならざるこ

罵ルナランヤ弼曰ク天下豈
同姓名ノ者ナカラニヤト終

ニ問ハズ罵ル者大ニ懲ヅ弼

終ニ壽考ヲ獲テ位相國ニ至

リ子孫榮貴比ヒナシ

(六)人偶ニ向テ某人偶ノ恩ニ感ズト説クアラバ則云ヘ
他我ニ恩アリ我他ニ恩ナシト則恩ニ感ズル者之ヲ聞キ
テ其感益深シ人偶ニ向テ某人偶ヲ惱マシ偶ヲ謗ルト説
クアラバ則云ヘ他ト我ト平日最相好シ豈我ヲ惱マシ
我ヲ謗ルノ理アランヤト則我ヲ惱マシ我ヲ謗ル者之ヲ
聞キ其怨ミ即チ解ケン

楊叔山遺属

とは聞ざるふりし
て堪忍すべ一 武訓

(七)堪忍のある堪忍

は誰もする

ならぬ堪忍

養草

するが堪忍

(七)怒テ心亂ルレバ言フ行
フト皆道理ニ協ハズ故ニ愈
レル時ハ言フベカラズ愈レ
ル時言ヘバ必過マル初學訓

(七)盛怒ノ時ニ於テハ堅ク忍
ビテ動カズ心平ナルヲ待テ
審カニシテ之ニ應ズレバ庶幾クハ失ナケン許平仲

第五 信實

(一)人ノ心信實ナルハ萬事ノ
基ニシテ人ニ交ルノ道ナリ

朋友は信を以て。

五常訓

（一）信トハ心ニマコトアリテ
言ニ偽リナキヲ謂フ

同上

（二）亞米利加ニ「シーサマス」
アルフレツト云フ少年ア

リテ共ニ學校ニ通學シタリ或日「シーサマス」惡少年ニ
圍マレテ甚ダ苦シメリアルフレツ止ハ之ヲ見テ馳セ來
リ頻クニ惡少年ヲ慰サムト雖モ肯テ之ヲ聽カズ便キ一
計ヨ考ヘ父ノ與ヘシトコロノ三弗ヲ出シ頻リニ謝シタ
リシカバ惡少年等漸ク退キタルニ由リ之ヲ助ケテ歸リ
シト云フ

（一）朋友ハ信ヲ厚クシテ互ニ善ヲ勧メ惡ヲ戒ム若シ過惡
ヲ見ナカラ諫メザルハ信ナキナリ初學訓

（二）難あれば相たず
け患あれば相すべ

ふべ／初學訓

司馬光鷹
ヨ破テ友
達ノ命ヲ
教ヲ話

〔三〕宋朝ノ名臣司馬溫公トイ
ヘル人幼稚ナルトキ多クノ
童子ト共ニ或ル家ノ庭ニテ
遊ビタリ其ノ庭隅ニ大ナル
甕アリテ水ヲ盈テタリ折節
一人ノ童子其ノ甕ニ攀キ上
ホリ甕口ノ縁ヲ廻リ歩ミテ戯レタリシガ踏ミハヅシテ
甕中ニ落チタリ多クノ童子等狼狽シテ之レヲ救フベキ
術ヨ知ラズ只立キ騒ゲバカリナリシガ溫公ハ驚キツ
モ大ナル石ヲ拾ヒ來リテ其ノ甕ヲ折チ碎カントシタル
ヨ他ノ童子等之ヲ碎カバ主人ノ怒リニ觸レンント云ニケ
レバ溫公ハ一甕ハ輕シ人命ハ重シト云ヒツヽ石ヲ以テ

相まドはるの道と
あす

翁問答

甕ヲ寺キ破リタリ爰ニ於テ溺レタル兒童ハ幸ニ一命ヲ全クスルコトヲ得タリ

(二) 善ヲ聞ケバ以テ相告ゲ善ヲ見レバ以テ相示ス 禮記

(三) 吾好ムトハ必人モ好メリ吾嫌フトハ必人モ嫌ヘリ故ニ吾心ヲ以テ人ノ心ヲ推シ量リ吾嫌フトヲ人ニ施スベカラズ吾好ムトハ人一モ施スベシ 大和俗訓

王義方家
人ニ乘馬
ヨ與フル
語

三 唐ノ王義方明經ニ舉ラレ
京師ニ詣ルヰ客ノ徒步シテ
道ニ疲ルゝ者アリ自ラ言フ
父遠方ニ官シ病急ナリ往テ
之ニ省セント欲スルモ因ミ
テ前ムコト能ハズト義方之

(三) 已ガ欲せざる所
は人に施すこと勿
れ 論語

徂徠豆腐
屋ニ報恩
スル語

(四) 人ノ惠ヲ受ケテハ其恩ヲ
悉ル可ラズ必報インドヲ思
ル可ラズ 初學訓
ノベシ大和俗訓

(四) 荻生徂徠壯時江戸ノ芝街
ニ寓居ス時ニ赤貧洗フが如
ク舌耕殆シ一衣食ニ給セズ
増上寺ノ前ニ豆腐ヲ賣ル家
アリ徂徠ノ貧ニシテ志アル

(四) 人我に恩あれば
終身弓はず
我にうらみあれば
即時にわすれ去る

楊椒山遺屬

ヲ憐ミ日ニ雪花菜ヲ饋ル後

范式千里
ノ約ノ踰

仕官シテ俸給ヲ得ルニ及ビニ人口ヲ興ヘテ以テ其惠ニ報イタリトゾ

(五)人ノ附托ヲ受テ蹠カニスル者ハ善ヲ行ヒ遂ゲズ
大和俗訓
 漢ノ范式少カクシテ大學ニ遊び河南ノ張邵ト並ビニ告ゲテ鄉里ニ歸ル式邵ニ謂テ曰ク後二年當サニ堂ヲ過ギテ尊親ヲ拜スベシト乃キ

共ニ期日ヲ約ス期ニ至テ邵母ニ白ウシ饋ヲ設ケテ以テ之ヲ待タジト請フ母曰クニ年ノ別レ千里言ヲ結ブ何ゾ

(五)人と約一たるとあらば必うの約を違へざるべし
大和俗訓
 童子

曰ク式ハ信士ナリ必ズ約ニ違ヘザラント期ニ至テ式果シテ至ル母大ニ悦ブ式堂ニ升テ拜飲シ歡ヲ盡クリシテ別ル

第六 愛敬

(一)善ヲ行フハ愛敬ヲ以テ本トス愛トハ人ヲ憐ミテ蹠ンゼザルナリ敬トハ人ヲ敬ヒテ侮ラザルナリ家道訓

右衛門ノ婢ナリ性柔和ニシ

(一)凡人に接はるには愛敬を以て道とす
大和俗訓
 初學知要

竹女狂生
ニ事ナル
語

テ能ク主ニ奉仕セリ又右衛門病死シテ子恒介年尚若カリシガ偶々發狂シテ醫藥モ亦効ナケレバ其親戚相議シテ之ヲ櫨舍ニ入レ居ケリ爾後其病漸ク重ク晝夜ヲモ辨知セザルニ至リシカバ其婢僕等皆去テ肯テ留マリ仕フル者ナカリシニ獨リ竹之ニ侍シテ看護スルト常ノ如ク些シモ厭倦輕侮ノ色ナク其飲食起卧ヨリ百事病者ノ好惡ヲ察シテ其意ニ適セントラ務メ晝夜其側ニ紡績シ若干ノ賃ヲ得テ寒中ニハ蒲團拭ヲ製シ之ヲ入ル、ニ或ハ汚シ或ハ裂ケバ又徐々ニ收メテ之ヲ補繕シ或ハ洗濯シテ終始主從ノ禮義ヲ失ハザリシカバ近鄰皆之ヲ感歎シ遂ニ縣廳ヨリ賞金若干ヲ賜リタリ

(二) 郷人ヲ處スルハ皆當ニ敬シテ之ヲ愛スベシ三尺ノ童

子ト雖モ亦當ニ誠心ヲ以テ

之ヲ愛スヘシ侮慢スベカラ

ズ 薛文清

(二) 何事モ人ノ上ヲ思ヒ量リ

テ我身一ツヲ先立ベカラズ

我モ人モ善キ様ニト心得ベ

シ然スレバナドカ和睦セザ

テン六論行義大意

人恒に之を愛する者は人を敬する者は人

恒に之を敬す 孟子

(三) 德川家康伏見ニ在テ俄ニ庭ニ出デシ時原吉丸刀ヲ捧ゲテ之ニ從ヒ足履ヲ穿ツニ違アラズ時ニ炎暑ナレバ沙石熱シテ堪ヘ難シ同僚ニ酒井金三郎ト云フ者アリ之ヲ見テ走り行キテ履ヲ授ク人相詰テ曰イカニ同僚相親シ

ケレバトテ履ヲ執ルノ役ヲ爲スニ及バンヤ今酒井之ヲ衆人ノ中ニナスハ何ゾ耻ヲ知ラザルノ甚シキト有司之ヲ訴フ家康金三郎ヲ召シテ詰ルニ答テ曰ク吉丸ハ臣ガ舊主ノ子ナリ臣其炎天ノ徒跣ヲ見ルニ忍ビアシテ履ヲ授クルノミト家康嘆ジテ曰ク金三郎未ダ年少ケレト舊主ノ恩ヲ忘レバシテ愛敬ヲ其子ニ竭セルト誠ニ嘉ミスルニ足レリトテ禄ヲ増シテ之ヲ褒セリ。

(三)奴婢ハ主人ヲ賴ミテ身ヲ養フ者ナリ心ヲ用ヒテ情アルベシ刻薄ニシテ情ナク彼ヲ苦シムベカラズ象道訓

三長者は幼を慈ス

大和俗訓

(三)晋ノ陶淵明彭澤ノ令トナリシ時僕一人ヲ其家ニ送り其子ニ戒メテ曰ク此僕ヲ以テ汝が朝夕ノ勞ヲ助ケシムルナリ然レドモ是亦人ノ子ナレバ決シテ苛役スベカラズト

(三)子孫年少カキ者父祖兄長ノ咎ヲ受ケ怒ニ遇ハシ父祖ノ言ノ是非ヲ擇バズ畏レ謹ミテ聽クベシ童子訓
(三)父兄尊長非理ヲ以テ我ヲ虐使スルヲアルモ宜ク恭リシテ之ニ事フベシ慎思錄

(四)齊藤芝山ハ肥後熊本ノ人ナリ出テ別邑高橋ノ市尹タル數年民ヲ視ルト子ノ如ク歲暮ニ俸祿ヲ捐テ、窮民

四人を愛一人を利する者は天必之に

老愛祠三民ヲ説

陶淵明下
僕ヲ家ニ送り
逃ル詔

ヲ賑ハス民皆愛戴スル丁父母ノ如ク夜卧スヰハ敢テ其

舍ヲ趾ニセズ職ヲ罷メテ去ルニ及ビ民皆別レヲ惜ミテ悲泣シ道傍ニ俯伏シ或ハ送

リテ私邸ニ到ル者アリ後其徳ヲ追慕シテ爲メニ生祠ヲ

建テシト云フ

(四)鄰里ハ他人ト同ジカラズ理宜ク和睦スベシ鄰里ノ善ナル者ハ義當ニ之ヲ親ムベシ習是篇

(四)凡都鄙ヲ論ゼズ同シ鄉村ニ住居スル人ハ先祖以來常ニ行キ通ヒ互ニ爻シク名染ミヌレバ其筋目尤悉ル可ラ

はひす 韓非子
人ほのを惡てん又人かからざれこれを蔑ぶきむ者ものは天てん必ひ之くにわざ

韓非子

ズ 六 諭衍義大意

(五)宋ノ時季忠ト謂フ人アリテ山村ニ住セリ祖母仁惠甚ダ深ク大雪ゴトニ鳥雀ノ棲枝ヲ失ヒ飛デ其屋檐ニ集ル

キハ食ハシムルニ穀ヲ以テシ且又人ヲ戒メテ之ヲ驚カサドリシト云フ

(五)セームス「ロベルト」ノ兄弟ハ怜憫ナル性質ナリシガ兄

ハ七歳弟ハ五歳ノ時野外ニ逍遙シタリシニ路傍ノ裁牆

ニ鳥ノ巣ヲ懸タルアリロベルト走リ近ヅキテ捉ヘント

セシガ母鳥ハ驚キテ飛ビ去クタリセームス遠テ制シテ

| | |
|------|------|
| 李忠ノ祖 | 母飼雀ニ |
| 游論 | 餌スル事 |
| テ機生 | |
| 戒ムル詰 | |

| | |
|------|-----|
| セームス | 游論 |
| 游論 | テ機生 |
| 戒ムル詰 | |

あれば
な天地の生ずる物

みだりに之をうこ
なふは天地に對し
て不孝ありと知る

べ

大和俗訓

云ク曩ニ父ノ宣ヒシ言アリ
鳥ノ巣ヲ奪フハ惡業ナリ蓋
シ血氣アルモノ子ヲ愛スル
一情我ガ父母ノ我儕ヲ愛スル
ルニ異ナルトナシ今汝離鳥
ヲ奪ハバ親鳥ノ哀傷ハ人ノ
父母ノ子ヲ失ヘルニ均シ且
其雛ハ親ノ哺育ニアラザレ
バ死スルト必セリ斯ル較生ヲセシヨリハ子母ヲ全クメ
巣中ニ羽翼ヲ生ゼシメ翱翔自ラ樂マシムルニ如カズト
適兒ノ父牆内ニアリテ此詰ヲ聞キ外ニ出デ來リテ曰ク
汝等眞ニ善性ナリ鳥ニ忍ビザルハ小事ナリト雖モ彼不

幸ヲ殺スヲ耻ヅルハ小事ニアラズ猶後來ヲ慎メヨト且
衰ノ且警メタリ

○通教
五天地恩ヲ万物ニ施シテ其報ヲ望マズ父母恩ヲ子孫ニ
施シテ其報ヲ望マズ蓋天地父母本ト報ヲ求ムルニ意ナ
シ其恩廣大ニシテ窮リナキ所以ナリ慎思錄

一凡人ニハ四ツノ恩アリ天地ノ恩父母ノ恩主君ノ恩聖
人ノ恩是ナリ此ノ四恩ハ相並ビテ至テ重シ之ヲ忘レ
テ報イザルハ人ニ非ズト思フベシ其外人ノ生涯ニハ
他人ノ恩ヲ受クルト多シ凡人ヨク恩ヲ受ケバ必心ニ
銘シテ忘ル可ラズ大和俗訓

一君子百行ノ中恩ヲ報ズルヲ以テ大ナリトス若シ恩ヲ

悉ル、1アラバ其餘ハ觀ルニ足ラザルナリ 懇思錄

一人ノ臣トシテハ科ヲ君ニ受ケザルヲ第一トス人ノ子
トシテハ父母ノ心ニ背カズ善道ヲ勸ムルヲ第一トス
友ニハ偽ナカラントヲ第一トス夫婦ハ和合ヲ第一ト

ス 善論語

一古冥ノ陳先生仙居ノ令タクシ時民ニ教へ命セラレケ
ルハ今日ヨリ以後吾領内ノ民タラン者ハ父ハ義ヲ以
テ子ヲ教へ母ハ慈愛ヲ以テ子ヲ憐ミ兄ハ弟ヲ愍ミ弟
ハ兄ヲ敬ヒ子ヘ親ニ孝シ夫婦ハ相互ニ恩愛ヲ垂レテ
見捨テズ男女ハ別アリテ相亂レズ人ノ子タル者第タ
ル者ハ學校へ出テ、學問シリ人共ヘ互ニ禮義ヲ以テ
相交ハリ貧ナル者ト難ニ逢ヘル者トハ親類共ヨリ相
救ヒ嫁入りノ時又ハ人ノ死スルカ喪ニ遇ヘル時ナド
ハ鄰近所ノ組ノ者共相互ニ是ヲ助ケ農業ニ怠ラズ盜
賊ヲナサズ賭勝負ヲ禁シ争ヒ訴フルトヲ好マズ惡ヲ
以テ善ヲ凌ガズ富メルヲ以テ貧キ者ヲ追ヒ倒サズ行
ク者ハ道ヲ譲リ耕ス者ハ畔ヲ譲リ老イタル者ニハ荷
擔致サス可ラズト仕置キセラレケル大和小學

小學修身鑑補卷二終

三廿
紙數文

明治二十年二月八日版權免許

同 年六月 日刻成

定價金七錢

編輯人

福岡縣士族

吉田利行

福岡縣福岡區福岡
濱ノ町二十二番地

同縣平民

出版人

右田喜久郎

同縣同區博多掛町
十一番地

